

とやま創造倶楽部会則

(名 称)

第1条 本会は、とやま創造倶楽部と称する。

(目 的)

第2条 本倶楽部は、会員企業間の異業種交流・連携、県内外企業、グループとの交流を通じた販路開拓、事業資金の確保等、その他会員の資質の向上に資する事業を展開していくことを目的とする。

(事 業)

第3条 本倶楽部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交流・連携促進事業
- (2) 研究開発・成果普及事業
- (3) 教育・研修事業
- (4) 情報収集・提供事業

(会 員)

第4条 本倶楽部は、次のものにより構成する。

- (1) 「中小企業創造活動促進法」に基づく富山県知事の認定を受けた企業等のうち、本倶楽部の趣旨に賛同するもの
- (2) 「中小企業経営革新支援法」に基づく富山県知事の承認を受けた企業等のうち、本倶楽部の趣旨に賛同するもの
- (3) 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく富山県知事の承認を受けた企業等のうち、本倶楽部の趣旨に賛同するもの
- (4) 「中小企業等経営強化法」に基づく富山県知事の承認を受けた企業等のうち、本倶楽部の趣旨に賛同するもの
- (5) 前4号に規定する企業等に準ずる研究開発型企业等のうち、本倶楽部の趣旨に賛同するもの
- (6) 本倶楽部の趣旨に賛同し、事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。

(会員の入退会)

第5条 本倶楽部に入会しようとするものは、所定の入会申込書に通常会費を添えて申し込むものとする。

- 2 本倶楽部を退会しようとするものは、会長に届けなければならない。
- 3 2年以上通常会費を納入しない場合は、会員の資格を失うものとする。
- 4 企業が事業を中断したと認められた場合は、会員資格を失うものとする。

(会 費)

第6条 通常会費は、年2万円とし、会員は会費を所定の日までに納入するものとする。ただし、最初の事業年度の通常会費は、1万円とする。

- 2 必要に応じて、特別会費を徴収することができるものとする。

(役 員)

第7条 本倶楽部には、会長、副会長、理事及び会計監事を置く。

- (1) 理事は、12名以内とし、会員のうちから互選する。
- (2) 会長は、理事のうちから互選する。
- (3) 副会長は、3名以内とし、理事のうちから互選する。
- (4) 会計監事は、2名以内とし、理事経験の長いもの（副会長を除く。）から会長が指名する。

2 本倶楽部には、顧問を置くことができるものとする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会議を総括し、本倶楽部を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会の運営に関する事項を協議する。
- (4) 会計監事は、毎事業年度終了後会計記帳簿等を監査する。

(役員の仕事)

第9条 会長、副会長、理事の仕事は、2年とする。ただし再選を妨げない。

- 2 会計監事の仕事は、2年とする。
- 3 中途就任者の仕事は、残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会長の選任)

第10条 会長は、役員会において理事が互選によって選任し、次期総会の議決に諮ることとする。なお、会長候補は副会長から選定する。

- 2 会長の選任の選挙は、役員会出席者の無記名投票による。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選任とする。ただし、得票数が同じであるときはくじで当選人を定める。
- 4 前各項の規定にかかわらず、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長が招集し、会の運営に関する事項を審議決定する。

(事務局)

第12条 本倶楽部の事務局は、当分の間、富山県商工労働部地域産業支援課に置く。

(事業年度)

第13条 本倶楽部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改正)

第14条 この会則を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の同意を得るものとする。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、本倶楽部の運営に関し必要な事項は、会長が総会の同意を得て定める。

附 則

- 1 最初の事業年度は、第12条の規定にかかわらず、本倶楽部発足の日から平成11年3月31日までとする。
- 2 本倶楽部発足当時の役員の仕事は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成12年度の最初の総会で役員が選任されるまでとする。
- 3 この会則は、平成10年11月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年6月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年7月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年6月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年6月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年6月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年8月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年7月24日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年7月9日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。